

# 宮代町森林整備計画変更計画書

令和4年3月31日

計画期間

自	平成30年	4月	1日
至	令和10年	3月	31日

埼玉県

宮代町

## **1 変更の理由**

令和3年6月15日に閣議決定された「森林・林業基本計画」を踏まえ、森林法施行規則等について所要の改正を行うことに伴い、「市町村森林整備計画制度等の運用について」(平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知)が改正されました。

このため平成30年3月29日に樹立した宮代町森林整備計画について、森林法第10条6第3項の規定により変更しようとするものです。

## **2 変更年月日**

令和4年3月31日

### 3 変更事項

目次

I (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 (略)

第2 造林に関する事項

1・2 (略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

4・5 (略)

第3・第4 (略)

別表1

別表2

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1～3 (略)

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

5 その他必要な事項

第6～第8 (略)

III・IV・V (略)

# 宮代町森林整備計画

## I (略)

---

## II 森林の整備に関する事項

---

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 (略)

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は、択伐又は皆伐によるものとする。

##### ・択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、立木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行うものであり、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～エに留意することとする。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するために、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

##### ・皆伐

主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、一定程度、保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

#### 3 (略)

### 第2 造林に関する事項

#### 1 人工造林に関する事項

##### (1) (略)

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ、ヒノキ 広葉樹	疎	概ね 1,500	
	中	概ね 2,500	
	密	概ね 3,200	

(注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ・ウ(略)

(3)(略)

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1)～(3)(略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4・5 (略)

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1)・(2)(略)

2 (略)

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (h a)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図に図示	6
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (h a)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	宇山崎 宇西原 宇東 林班003	6
択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 (略)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項  
1～3 (略)

4 森林経営管理制度の活用に関する事項  
該当なし

5 その他必要な事項  
該当なし

第6～第8 (略)

Ⅲ～Ⅴ (略)